

# JR の精神障害者割引制度が開始します

## (1) 割引導入日

令和 7 年 4 月 1 日（割引乗車券類は令和 7 年 4 月 1 日から発売されます）

## (2) 対象者

精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第 1 種、第 2 種の記載のあるもの）を所持している方

### 手帳級数と減額種別の対応

精神障害者保健福祉手帳 1 級 → 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄 第 1 種  
精神障害者保健福祉手帳 2 級、3 級 → 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄 第 2 種

## (3) 割引概要

### ① 介護者の方と一緒に利用する場合

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第 1 種精神障害者の方と介護者の方	普通乗車券、回数乗車券、普通急行券、定期乗車券（小児定期乗車券を除く）	5 割
12 歳未満の第 2 種精神障害者の方と介護者の方	定期乗車券（小児定期乗車券を除く）	5 割

### ② 手帳所持者が一人で利用する場合

※片道の営業キロが 100 キロを超える場合に限る

対象者	対象となる乗車券類	割引率
・第 1 種精神障害者の方 ・第 2 種精神障害者の方	普通乗車券	5 割

※割引内容についての不明点等は、JR にお問合せください

\* 「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の記載がない手帳をお持ちの方には押印します。精神障害者保健福祉手帳を持って、保健福祉センターどんぐりの窓口までお越しください。

問合せ先：健康長寿課健康づくり班（保健福祉センターどんぐり）

 022-355-0703